

### 13 水質関係測定記録等（平成21年度）

#### (1) 環境基準類型指定一覧表

#### 生活環境に係る環境基準の水域類型指定状況

区分	水 域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名 称	範 囲		指 定 年 月 日	達 成 期 間
河 川	小瀬川水域	(1) 前瀬橋より上流	AA	昭48. 3. 31	直ちに達成
		(2) 前瀬橋より中市井堰まで	A	"	"
		(3) 中市井堰より下流	B	"	"
	錦川水系	(1) 麻里布堰より今津川下流	B	昭47. 6. 15	"
		(2) 川下堰より門前川下流	B	"	"
		(3) 麻里布堰より上流（山代湖及び菅野湖に係る水域並びに(4)に掲げる水域を除く。）	A	"	"
		(4) 宇佐川	AA	"	"
	由宇川水系	全 域	A	昭50. 3. 31	"
	柳井川水系	(1) 柳井川と井向川の合流点より下流（(3)及び(4)に掲げる水域を除く。）	B	昭48. 8. 21	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 柳井川と井向川の合流点より上流	A	"	直ちに達成
		(3) 帰ノ城橋より姫田川下流	B	"	5年以内で可及的速やかに達成
		(4) 帰ノ城橋より姫田川上流	A	"	直ちに達成
	土穂石川水系	(1) 八幡橋より下流	B	"	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 八幡橋より上流	A	"	直ちに達成
	田布施川水系	(1) 庄山堰より下流（(3)及び(4)に掲げる水域を除く。）	B	"	"
		(2) 庄山堰より上流	A	"	"
		(3) 平田橋より灸川下流	B	"	"
		(4) 平田橋より灸川上流	A	"	"
	光井川水系	(1) 光井橋上流約100mの堰より下流	B	平4. 4. 3	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 光井橋上流約100mの堰より上流	A	"	直ちに達成
島田川水系	全 域	A	昭48. 8. 21	"	
切戸川水系	(1) 切戸橋堰より下流	B	昭50. 3. 31	5年以内で可及的速やかに達成	
	(2) 切戸橋堰より上流	A	"	"	
平田川水系	(1) 大海町橋より下流	B	昭48. 8. 21	直ちに達成	
	(2) 大海町橋より上流	A	"	"	
末武川水系	全 域（米泉湖に係る水域を除く。）	A	"	"	
富田川水系	(1) 音羽橋より下流	B	"	"	
	(2) 音羽橋より上流（川上ダム貯水池(菊川湖)に係る水域を除く。）	A	"	"	
夜市川水系	(1) 島屋頭首工より下流	B	"	"	
	(2) 島屋頭首工より上流	A	"	"	
佐波川水系	(1) 佐野堰より下流	B	昭47. 6. 15	"	
	(2) 佐野堰より上流（島地川ダム貯水池(高瀬湖)及び大原湖に係る水域を除く。）	A	"	"	
榎野川水系	(1) 淋洗堰より下流	B	昭48. 2. 20	"	
	(2) 淋洗堰より上流	A	"	5年を超える期間で可及的速やかに達成	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
河	南若川水系	(1) 向山堰より下流	B	昭57. 4. 6	直ちに達成
		(2) 向山堰より上流	A	"	"
	真締川水系	(1) 西宮橋上流50mの地点より下流	B	昭50. 3. 31	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 西宮橋上流50mの地点より上流	A	"	"
	厚東川水系	(1) 古川と厚東川との合流点より下流	B	昭62. 4. 21	直ちに達成
		(2) 古川と厚東川との合流点から厚東川ダムまで	A	"	"
		(3) 厚東川ダムより上流（小野湖に係る水域及び(4)に掲げる水域を除く。）	A	"	"
		(4) 大田川（小野湖に係る水域を除く。）	A	"	"
	有帆川水系	(1) 鳴瀬頭首工より下流	B	昭48. 8. 21	"
		(2) 鳴瀬頭首工より上流	A	"	"
	厚狭川水系	(1) 厚狭大橋より下流（(3)及び(4)に掲げる水域を除く。）	B	"	"
		(2) 厚狭大橋より上流	A	"	"
		(3) 石丸橋より大正川下流	B	"	"
		(4) 石丸橋より大正川上流	A	"	"
	木屋川水系	(1) 吉田堰より下流	B	昭47. 6. 15	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 吉田堰より上流（豊田湖に係る水域を除く。）	A	"	"
	武久川水系	全域	B	昭50. 3. 31	5年を超える期間で可及的速やかに達成
	綾羅木川水系	(1) 観月橋より下流	B	"	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 観月橋より上流	A	"	"
	友田川水系	(1) 山陰本線鉄橋より下流	B	"	"
(2) 山陰本線鉄橋より上流		A	"	"	
川棚川水系	(1) 新井手堰より下流	B	昭58. 4. 12	直ちに達成	
	(2) 新井手堰より上流	A	"	"	
栗野川水系	(1) 栗野川（(2)に掲げる水域を除く。）	A	昭50. 3. 31	"	
	(2) 蓋之井川	AA	"	"	
掛淵川水系	全域	A	"	"	
深川川水系	全域	A	昭48. 8. 21	"	
三隅川水系	全域	A	昭59. 3. 21	"	
阿武川水系	(1) 阿武川ダムより下流	A	昭48. 8. 21	5年以内で可及的速やかに達成	
	(2) 阿武川ダムより上流（阿武川ダム貯水池に係る水域並びに(3)及び(4)に掲げる水域を除く。）	AA	"	直ちに達成	
	(3) 蔵目喜川（阿武川ダム貯水池に係る水域を除く。）	AA	"	"	
	(4) 佐々並川（阿武川ダム貯水池に係る水域を除く。）	AA	"	"	
大井川水系	全域	A	昭59. 3. 21	"	
田万川水系	全域	A	"	"	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
湖	小瀬川ダム湖	全域	A	平13. 3. 30	直ちに達成
	弥栄湖	全域	AA	平13. 3. 30	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 COD2.6mg/l
	山代湖	全域	A	平13. 4. 20	直ちに達成
	菅野湖	全域	A	昭47. 6. 15	〃
	米泉湖	全域	A	平10. 3. 13	〃
	川上ダム貯水池 (菊川湖)	全域	A	昭63. 4. 5	5年以内で可及的速やかに達成
	島地川ダム貯水池 (高瀬湖)	全域	A	〃	〃
	大原湖	全域	A	平11. 4. 13	直ちに達成
	常盤湖	全域	B	昭50. 3. 31	〃
	小野湖	全域	A	昭62. 4. 21	5年を超える期間で可及的速やかに達成
	豊田湖	全域	A	〃	〃
	阿武湖	全域	A	昭63. 4. 5	直ちに達成
海	広島湾西部	(1) 大竹市大竹港防波堤、同防波堤中点と同地点から東北東100mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港東防波堤先端から東北東100mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港西防波堤先端から北北東100mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港西防波堤先端を結ぶ線、同防波堤及び陸岸により囲まれた海域(大竹港(1))	C	昭49. 5. 13	5年以内で可及的速やかに達成
		(2) 大竹市大竹港防波堤南端と同地点から東北東250mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港東防波堤先端から東北東250mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港西防波堤北西端から北北東250mの地点を結ぶ線、同地点と小方南港西防波堤北西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって大竹港(1)に係る部分を除いたもの(大竹港(2))	B	〃	〃
		(3) 岩国市装束地区北防波堤、同防波堤取付地点より当該防波堤の外法にそって150mの地点と同地点から方位角123度で1,350mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口左岸から東500mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口左岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(岩国港(1))	C	〃	〃
		(4) 和木町大字和木字沖開さく岸壁と和木町大字和木字沖開さく護岸との接点と同地点から方位角123度で1,350mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸から東1,400mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって岩国港(1)に係る部分を除いたもの(岩国港(2))	B	〃	〃
		(5) 大竹市小方1丁目1543-1南端と恵川河口南方1,400mの地点(北緯34度14分19秒、東経132度13分48秒)を結ぶ線、同地点と革籠崎の西方2,600mの地点(北緯34度13分56秒、東経132度14分47秒)を結ぶ線、同地点と小瀬川河口右岸から東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸から東2,200mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって大竹港(1)、大竹港(2)、岩国港(1)及び岩国港(2)に係る部分を除いたもの(大竹・岩国地先海域)	A	〃	〃
		(6) 広島県緒浜鼻と同県厳島聖崎を結ぶ線、同島センゴ鼻と同県西能美島豪頭鼻を結ぶ線、同県東能美島親休鼻と山口県情島黒崎鼻を結ぶ線、同地点と同県屋代島瀬戸ノ鼻を結ぶ線、同島明神鼻と同県瀬戸山鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって大竹港(1)、大竹港(2)、岩国港(1)、岩国港(2)及び大竹・岩国地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾西部)	A	〃	直ちに達成

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間		
	名称	範囲		指定年月日	達成期間	
海	柳井・大島	(1) 大島郡東和町大字伊保田字東網代980瀬戸ヶ鼻から同郡大島町大字戸田字大波881法師崎南端を経て同町大字西三蒲字明神10の1明神鼻北端に至る陸岸、大島大橋を経、玖珂郡大島町大字神代字瀬戸山1340の5瀬戸山鼻南端から熊毛郡上関町大字室津字瀬口上関大橋北詰に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字長島字殿後148の13から同字148の4赤石鼻南端を経て同大字字現後805現後鼻南端に至る陸岸の地先海域のうち、(2)及び(3)に掲げる海域を除いたもの	A	昭56. 4. 3	直ちに達成	
		(2) 大島郡大島町大字戸田字大波881法師崎南端から同町大字西三蒲字明神10の1明神鼻北端に至る陸岸及び大島大橋を経、玖珂郡大島町大字神代字瀬戸山1340の5瀬戸山鼻南端から柳井市大字阿月字黒崎219の2黒崎鼻南端に至る陸岸の地先海域のうち、(3)に掲げる海域を除いたもの	A	昭48. 8. 21	〃	
		(3) 柳井市大字伊保庄字黒嶋1527の1と大島郡大島町笠佐島北端とを結んだ線、同町大字戸田下荷内島西端と柳井市大字柳井字稲積1の3とを結んだ線及び同地点から同市大字伊保庄字黒嶋1527の1に至る陸岸によって囲まれた海域	B	昭48. 8. 21	〃	
	平生・上関	(1) 熊毛郡上関町大字長島字現後805現後鼻南端から同大字字奈古屋奈古屋崎北端を経て同大字字殿後148の13に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字室津字瀬口上関大橋北詰から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、(2)及び(3)に掲げる海域を除いたもの	A	昭56. 4. 3	〃	
		(2) 熊毛郡上関町と同郡平生町との境界海岸の地点から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、(3)に掲げる海域を除いた海域	A	昭48. 2. 20	〃	
		(3) 熊毛郡平生町大字佐賀字東立崎佐賀漁港北端防波堤突端と同町大字馬島用雲山三角点とを結んだ線、同地点と同郡田布施町と光市との境界海岸の地点とを結んだ線及び陸岸によって囲まれた海域	B	〃	5年以内で可及的速やかに達成	
	域	笠戸湾・光	(1) 熊毛郡田布施町と光市との境界海岸の地点から徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域のうち、光市御崎町9の1から徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域であって、昭和46年5月25日閣議決定の笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)、光地先海域並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	昭56. 4. 3	直ちに達成
			(2) 下松市西豊井字重本屋1378番地の3と宮ノ州鼻の先端を結ぶ直線、宮ノ州鼻の先端から沿岸沿いに光市より500m移動した地点と下松市西豊井魚ヶ淵2063番地から南西方800mの地点延長した地点を結ぶ直線および同地点から下松市西豊井魚ヶ淵2063番地を結ぶ直線並びに陸岸によって囲まれた海域(笠戸湾(甲))	C	昭46. 5. 25	〃
			(3) 下松市大字笠戸島茶ノ木630番地の1と下松市大字笠戸島字ひょうたん722番地を結ぶ直線並びに陸岸によって囲まれた海域(笠戸湾(乙))	B	〃	〃
(4) 下松市大字平田字東潮上484番地と瀬戸岬の先端を結ぶ直線、同地点と宮ノ州鼻の先端を結ぶ直線、同地点と下松市西豊井魚ヶ淵2063番地から南西方向に1,200m延長した地点(北緯33度58分、東経131度53分6秒)を結ぶ直線及び同地点と下松市西豊井魚ヶ淵2063番地を結ぶ直線並びに陸岸によって囲まれた海域であって笠戸湾(甲)に係る部分を除いたもの(笠戸湾(丙))			B	〃	5年以内で可及的速やかに達成	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海	笠戸湾・光	(5) 島田川の左岸と大水無瀬島の北端を結ぶ直線、大水無瀬島の同島南端と光市新宮を結ぶ直線ならびに陸岸によって囲まれた海域（光地先海域）	B	昭46. 5. 25	5年以内で可及的速やかに達成
		(6) 新南陽市境界線から光市新宮に至る地先地域であって徳山湾(甲)、徳山湾(乙)、笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)及び光地先海域に係る部分を除いたもの（徳山湾、笠戸湾及び光地先海域）	A	〃	直ちに達成
	徳山湾	(1) 徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域のうち、徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端から新南陽市大字福川字長田576の1に至る陸岸の地先海域であって、昭和46年5月25日閣議決定の徳山湾(甲)、徳山湾(乙)並びに徳山湾、笠戸湾及び光地先海域に係る部分を除いたもの	A	昭56. 4. 3	〃
		(2) 新南陽市高須漁港尖堤と西ノ島の北端を結ぶ直線、西ノ島の南端と中ノ島の南端を結ぶ直線、同地点から南東方向に延長し仙島を結ぶ直線、仙島の州鼻尖端と7号埋立の西南端の標識を結ぶ直線、同地点と蛇島の北端を結ぶ直線及び同地点と徳山市華家字名切34番地を結ぶ直線ならびに陸岸により囲まれた海域（徳山湾(甲)）	C	昭46. 5. 25	〃
		(3) 夜市川の右岸尖端と黒髪島白石を結ぶ直線、仙島干渡(黒髪島、仙島、同島南端)と漁人鼻を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域であって徳山湾(甲)に係る部分を除いたもの（徳山湾(乙)）	B	〃	5年以内で可及的速やかに達成
		(4) 新南陽市境界線から光市新宮に至る地先地域であって徳山湾(甲)、徳山湾(乙)、笠戸湾(甲)、笠戸湾(乙)、笠戸湾(丙)及び光地先海域に係る部分を除いたもの（徳山湾、笠戸湾及び光地先海域）	A	〃	直ちに達成
	三田尻湾・防府	(1) 徳山市と防府市との境界海岸の地点から同市大字新田字問屋村1885の3に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字向島字金ヶ坪渚第1718の4から同大字字翁崎翁崎南端を経て同大字字小田山牛ヶ頸南端に至る陸岸の地先海域のうち、昭和45年9月1日閣議決定の三田尻湾(甲)、三田尻湾(乙)及び三田尻湾(丙)に係る部分を除いたもの	A	昭56. 4. 3	〃
		(2) 浜崎橋の中央と日本特殊農薬製造株式会社防府工場の防波堤の突端を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域（三田尻湾(甲)）	C	昭45. 9. 1	5年以内で可及的速やかに達成
		(3) 竜崎と翁崎を結んだ線の中央を中心として南方に向かって描く半径1,000mの円弧、向島錦橋及び陸岸により囲まれた海域であって、三田尻湾(甲)に係る部分を除いたもの（三田尻湾(乙)）	B	〃	〃
		(4) 竜崎と翁崎を結んだ線の中央を中心として南方に向かって描く半径1,000mの円弧の外側の海域（三田尻湾(丙)）	A	〃	〃
中関・大海	(1) 防府市大字向島字小田山牛ヶ頸南端から同大字字洗川1713の13日本専売公社跡地岸壁を経て同大字字金ヶ坪渚第1718の4に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字新田字問屋村1885の2から同市大字田島字西泊西泊崎南端に至る陸岸の地先海域のうち、(2)に掲げる海域を除いた海域	A	昭47. 6. 15	〃	
	(2) 防府市大字田島字西泊西泊崎南端と同市大字向島字洗川1713の13日本専売公社跡地岸壁南端とを結んだ線、同地点から同大字字金ヶ坪渚第1718の4に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字新田字問屋村1885の3から同市大字田島字西泊西泊崎南端に至る陸岸によって囲まれた海域	B	〃	直ちに達成	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海           域	中 関 ・ 大 海	(3) 防府市大字田島字西泊西泊崎南端から吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端に至る陸岸の地先海域のうち、(4)に掲げる海域を除いた海域	A	昭47. 6. 15	5年以内で可及的速やかに達成
		(4) 防府市大字西ノ浦字古立山地蔵鼻南端と同市大字台道字真鍋開作南端とを結んだ線及び陸岸によって囲まれた海域	B	〃	直ちに達成
	山 口 ・ 秋 穂	(1) 吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端から宇部市大字西岐波字黒崎1430の1に至る陸岸の地先海域のうち、(2)及び(3)に掲げる海域を除いたもの	A	昭56. 4. 3	〃
		(2) 吉敷郡秋穂町大字東千石岩南端から山口市大字秋穂二島字沖岩屋岩屋ノ鼻南端に至る陸岸の地先海域	A	昭47. 6. 15	〃
		(3) 山口市大字秋穂二島字沖岩屋岩屋ノ鼻南端から吉敷郡阿知須町と宇部市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	A	昭48. 2. 20	〃
	響 灘 及 び 周 防 灘	(1) 大分県西国東郡香々地町長崎鼻と北九州市門司区網ノ鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域（豊前地先海域）	A	昭49. 5. 13	5年を超える期間で可及的速やかに達成
		(2) 宇部市黒埼と大分県西国東郡香々地町長崎を結ぶ線、下関市網代埼と北九州市八幡岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって豊前地先海域並びに昭和46年5月25日閣議決定の宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港、宇部・小野田地先海域（甲）、宇部・小野田地先海域（乙）、奥洞海、製鉄戸畑泊地、境川泊地、洞海湾湾口部及び響灘に係る部分を除いたもの（響灘及び周防灘）	A	〃	直ちに達成
		(3) 山口県営芝中埋立地南端と宇部市営東見初沖埋立地西端を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域（宇部東港）	C	昭46. 5. 25	〃
		(4) 宇部港西防波堤南端と南防波堤南端を結ぶ直線及び防波堤並びに陸岸によって囲まれた海域（宇部本港）	C	〃	〃
		(5) 宇部市大字小串字沖の山1985番地の2南端と同1978番地の7東端を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域（工業運河）	C	〃	5年以内で可及的速やかに達成
		(6) 宇部市営藤曲埋立地南東端と宇部市大字小串字沖の山1985番地南西端を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域（栄川入江）	C	〃	直ちに達成
		(7) 小野田セメント埋立地計画防波堤南端と小野田市大字小野田字新沖埋立地西端を結ぶ直線及び防波堤並びに陸岸によって囲まれた海域（小野田港）	C	〃	〃
		(8) 山口県山陽町大字郡5565番地の1南西端と同地点から南5,000mの地点を結ぶ線、同地点と本山岬から南1,000mの地点を結ぶ線、同地点と山口宇部空港南西端から南方800mの地点（北緯33度54分56秒、東経131度8分3秒）を結ぶ線、同地点と宇部市大字西岐波字黒崎1430番地の1を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、及び小野田港に係る部分を除いたもの（宇部・小野田地先海域（甲））	B	〃	〃
(9) 山口県山陽町大字郡5565番地の1南西端から宇部市大字西岐波字黒崎1430番地の1に至る陸岸の地先海域であって宇部東港、宇部本港、工業運河、栄川入江、小野田港及び宇部・小野田地先海域（甲）に係る部分を除いたもの（宇部・小野田地先海域（乙））		A	〃	〃	

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海 域	豊浦・豊北地先	下関市網代崎から豊浦郡豊北町大字神田字島戸本場岬北端に至る陸岸の地先海域	A	昭57. 4. 6	直ちに達成
	油谷湾	豊浦郡豊北町大字神田字島戸本場岬北端から大津郡日置町大字日置上字御崎1236今岬北端に至る陸岸の地先海域	A	昭50. 3. 31	〃
	仙崎・深川湾	大津郡日置町大字日置上字御崎1236今岬北端から大津郡三隅町大字三隅中字浜田2941に至る陸岸の地先海域	A	昭48. 8. 21	〃
	萩地先	大津郡三隅町大字三隅中字浜田2941から萩市大字椿東字奈古屋716の24虎ヶ崎北端に至る陸岸の地先海域	A	〃	〃
	阿武地先	萩市大字椿東字奈古屋716の24虎ヶ崎北端から島根県と山口県との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	A	昭58. 4. 12	〃

注) 該当類型の符号は、水質汚濁に係る環境基準に関する告示(昭和46年環境庁告示第59号)別表2による。

全窒素及び全りんに係る環境基準の水域類型の指定状況

区分	水域		該当類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海	広島湾西部水域	(1) 大竹市小方1丁目1543-1南端と恵川河口南方1,400mの地点(北緯34度14分19秒、東経132度13分48秒)を結ぶ線、同地点と革籠崎の西方2,600mの地点(北緯34度13分56秒、東経132度14分47秒)を結ぶ線、同地点と小瀬川河口右岸から東2,000mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸から東2,200mの地点を結ぶ線、同地点と今津川河口右岸を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(大竹・岩国地先海域)	Ⅱ	平9. 4. 28	直ちに達成する。
		(2) 広島県鯖浜鼻と同県厳島聖崎を結ぶ線、同島センゴ鼻と同県西能美島豪頭鼻を結ぶ線、同県東能美島親休鼻と山口県情島黒崎鼻を結ぶ線、同地点と同県屋代島瀬戸ノ鼻を結ぶ線、同島明神鼻と同県瀬戸山鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、大竹・岩国地先海域に係る部分を除いたもの(広島湾西部)	Ⅱ	〃	〃
	柳井・大島	大島郡東和町大字伊保田字東網代980瀬戸ヶ鼻から同郡大島町大字戸田字大波881法師崎南端を経て同町大字西三浦字明神10の1明神鼻北端に至る陸岸、大島大橋を経、玖珂郡大島町大字神代字瀬戸山1340の5瀬戸山鼻南端から熊毛郡上関町大字室津字瀬口上関大橋北詰に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字長島字殿後148の13から同字148の4赤石鼻南端を経て同大字字現後805現後鼻南端に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	平9. 10. 31	〃
	平生・上関	熊毛郡上関町大字長島字現後805現後鼻南端から同大字字奈古屋奈古屋崎北端を経て同大字字殿後148の13に至る陸岸及び上関大橋を経、同町大字室津字瀬口上関大橋北詰から同郡田布施町と光市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	〃	〃
	笠戸湾・光	熊毛郡田布施町と光市との境界海岸の地点から徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	〃	〃
	徳山湾	徳山市大字大島字赤崎806竜宮岬南端から同市と防府市との境界海岸の地点に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	〃	〃
域	三田尻湾・防府	(1) 徳山市と防府市との境界海岸の地点から同市大字新田字問屋村1885の3Iに至る陸岸及び錦橋を経、同市大字向島字金ヶ坪渚第1718の4から同大字字翁崎翁崎南端を経て同大字字小田山牛ヶ頭南端に至る陸岸の地先海域のうち、(2)に掲げる海域を除いたもの(防府地先水域)	Ⅱ	〃	〃
		(2) 防府市大字江泊字江泊150の1竜崎南端と同市大字向島字翁崎翁崎南端とを結んだ線の中央の点を中心として南方に向かって描く半径1,000メートルの円弧が接する陸岸と、向島錦橋及び陸岸により囲まれた海域(三田尻湾水域)	Ⅲ	〃	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.77mg/l

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
海 域	中 関 ・ 大 海	防府市大字向島字小田山牛ヶ頸南端から同大字字洗川1713の13日本専売公社跡地岸壁を経て同大字字金ヶ坪第1718の4に至る陸岸及び錦橋を経、同市大字新田字間屋村1885の3から吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	平9. 10. 31	直ちに達成する。
	山 口 ・ 秋 穂	吉敷郡秋穂町大字東字赤石赤石鼻南端から宇部市大字西岐波字黒崎1430の11に至る陸岸の地先海域	Ⅱ	〃	〃
	響 灘 及 び 周 防 灘	(1) 小野田市本山岬と同地点から南1,000mの地点を結ぶ線、同地点と山口宇部空港南西端から南方800mの地点(北緯33度54分56秒、東経131度8分3秒)を結ぶ線、同地点と同地点から北東方2,800mの地点(北緯33度55分56秒、東経131度17分16秒)を結ぶ線、宇部市大字西岐波字黒崎1430番地の1と同地点から南西方750mの地点(北緯33度56分10秒、東経131度17分35秒)を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域(響灘及び周防灘(イ))	Ⅲ	平9. 4. 28	〃
		(2) 山口県山陽町大字郡5565番地の1南西端と同地点から南4,250mの地点を結ぶ線、同地点と小野田市大字小野田字港7524番地の8南西端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域 (響灘及び周防灘(ロ))	Ⅲ	〃	〃
		(3) 下関市火ノ山下潮流信号所と北九州市門司崎灯台を結ぶ線、同市網ノ鼻と同地点から南東方22,100mの地点(北緯33度48分19秒、東経131度11分45秒。以下「B点」という。)を結ぶ線、同地点と同地点から東方20,600mの地点(北緯33度48分19秒、東経131度24分58秒。以下「C点」という。)を結ぶ線、同地点と宇部市黒崎を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、響灘及び周防灘(イ)及び響灘及び周防灘(ロ)に係る部分を除いたもの(響灘及び周防灘(ハ))	Ⅱ	〃	〃
		(4) 下関市網代崎と北九州市八幡崎を結ぶ線、下関市火ノ山下潮流信号所と北九州市門司崎灯台を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、洞海湾に係る部分を除いたもの (響灘及び周防灘(ホ))	Ⅱ	〃	〃
	豊 浦 ・ 豊 北	豊浦郡豊北町特牛灯台から同町角島通瀬岬に至る直線、同岬から福岡県妙見崎灯台に至る直線、同灯台から下関市網代崎に至る直線及び陸岸によって囲まれた海面のうち、山口県の海域	Ⅰ	平9. 10. 31	〃
	油 谷 湾	大津郡油谷町大字向津具下字依島1369の2依島西端と豊浦郡豊北町大字神田字島戸本場鼻を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	Ⅰ	平10. 4. 28	〃
	深 川 湾	青海大橋、長門市仙崎字三嶋浦704青海島西端と大津郡日置町大字日置上字戸崎1236今岬北端を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域	Ⅰ	〃	〃
	仙 崎 湾	大津郡三隅町大字三隅中字小磯7311宗の鼻と長門市通字笹嶋1笹島南端を結ぶ線、同島北端と同市通字大嶋3大島東端を結ぶ線、同島北端と同市通字大山6の1青海島東端を結ぶ線、青海大橋及び陸岸により囲まれた海域	Ⅰ	〃	〃

区分	水域		該当 類型	指定年月日及び達成期間	
	名称	範囲		指定年月日	達成期間
湖 沼	小瀬川ダム湖	全域	Ⅱ	平13. 3. 30	5年を超える期間で可及的速やかに達成する。(全窒素の項目の基準値を除く。)
	弥栄湖	全域	Ⅱ	平13. 3. 30	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.32mg/ℓ 全りん 0.010mg/ℓ
	山代湖	全域	Ⅱ	平13. 4. 20	5年を超える期間で可及的速やかに達成する。 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	菅野湖	全域	Ⅱ	平10. 4. 28	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全りん 0.016mg/ℓ 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	米泉湖	全域	Ⅱ	平10. 3. 13	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全りん 0.014mg/ℓ 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	菊川湖	全域	Ⅱ	平11. 4. 13	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.34mg/ℓ 全りん 0.017mg/ℓ
	大原湖	全域	Ⅱ	〃	5年を超える期間で可及的速やかに達成する。 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。
	小野湖	全域	Ⅱ	平10. 4. 28	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.54mg/ℓ 全りん 0.022mg/ℓ
	豊田湖	全域	Ⅱ	平10. 3. 13	段階的に暫定目標を達成しつつ、環境基準の可及的速やかな達成に努める。 全窒素 0.44mg/ℓ 全りん 0.017mg/ℓ
	阿武湖	全域	Ⅱ	平12. 4. 18	5年を超える期間で可及的速やかに達成する。 当分の間、全窒素に係る基準値は適用しない。

注) 該当類型の符号は、水質汚濁に係る環境基準に関する告示(昭和46年環境庁告示第59号)別表2による。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ 以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ 以下	規格65.2に定める方法
砒素	0.01mg/ℓ 以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ 以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ 以下	日本工業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ 以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/ℓ 以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、 亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ 以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第三文を除く。)に定 める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が 共存しない場合にあつては、これを省略することができる。)及び付 表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ 以下	規格47.1若しくは47.3又は47.4に掲げる方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ 以下	付表7に掲げる方法

## 備考

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川(湖沼を除く。)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/l 以下	25mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	25mg/l 以下	5mg/l 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	50mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	100mg/l 以下	2mg/l 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/l 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと	2mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこれ と同程度の計測 結果の得られる 方法	規格21に定め る方法	付表8に定め る方法	規格32に定め る方法又は隔膜 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数による 定量法	
備考							
1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)							
2 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/l以上とする(湖沼もこれに準ずる。)							
3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)							
4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。) 試料10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階(試料量が0.1ml以下の場合は1mlに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100 ml中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級 : コイ、フナ等、一中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの  
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	水生生物の生息状況の適応性		該当水域
		基準値 全 垂 鉛		
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下		第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下		
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下		
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下		
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)		
備考				
1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

(2) 湖沼(天然湖沼及び貯水量1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)

ア

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/l 以下	1mg/l 以下	7.5mg/l 以上	50MPN/ 100ml以下	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
A	水道2、3級 水産2級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/l 以下	5mg/l 以下	7.5mg/l 以上	1,000MPN/ 100ml以下	
B	水産3級 工業用水1級 農業用水 及びCの欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/l 以下	15mg/l 以下	5mg/l 以上	—	
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8mg/l 以下	ごみ等の 浮遊が認 められな いこと。	2mg/l 以上	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定め る方法	付表8に定め る方法	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用い る水質自動監 視測定装置に よりこれと同 程度の計測結 果の得られる 方法	最確数による 定量法	
備考 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2、3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用  
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用  
水産3級 : コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの  
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## イ

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全リン	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/l以下	0.005mg/l以下	第1の2の(2)により 水域類型毎に指定 する水域
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。) 水産1種 水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2mg/l以下	0.01mg/l以下	
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4mg/l以下	0.03mg/l以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1mg/l以下	0.1mg/l以下	
測定方法		規格45.2、45.3又は 45.4に定める方法	規格46.3に定める 方法	
備考				
1 基準値は年間平均値とする。				
2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。				
3 農業用水については、全リンの項目の基準値は適用しない。				

## (注)

- 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの  
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの  
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
- 水産1種 : サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用  
水産2種 : ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用  
水産3種 : コイ、フナ等の水産生物用
- 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

## ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
		全亜鉛	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	第1の2の(2)により水 域類型ごと に指定する 水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l 以下	
生物特B	生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l 以下	
測定方法		規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	

## 2 海域

### ア

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分)	
A	水産1級 水浴 自然環境保全及 びB以下の欄に 掲げるもの	7.8以上 8.3以下	2mg/l以下	7.5mg/l以上	1,000MPN/ 100ml以下	検出されな いこと。	第1の2の (2)により 水域類型 ごとに指 定する水 域
B	水産2級 工業用水 及びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/l以下	5mg/l以上	—	検出されな いこと。	
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/l以下	2mg/l以上	—	—	
測定方法		規格12.1に定め る方法又はガラ ス電極を用いる 水質自動監視測 定装置によりこ れと同程度の計 測結果の得られ る方法	規格17に定める 方法(ただし、B 類型の工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の 利水点における 測定方法はアル カリ性法)	規格32に定める 方法又は隔膜電 極を用いる水質 自動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	最確数によ る定量法	付表10に掲 げる方法	
備考							
<p>1 水産1級のうち、生食用原料カキの養殖の利水点については、大腸菌群数 70MPN/100ml以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水浴中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1)0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それをカ価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/l}) = 0.08 \times ((b) - (a)) \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a) : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml)            (b) : 蒸留水について行った空試験値(ml)            f Na<sub>2</sub>S<sub>2</sub>O<sub>3</sub> : チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)のカ価</p>							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用  
水産2級 : ボラ、ノリ等の水産生物用
- 3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	項目	利用目的の適応性	基準値		該当水域
			全窒素	全リン	
I		自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/l以下	0.02mg/l以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
Ⅱ		水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの (水産2種及び3種を除く。)	0.3mg/l以下	0.03mg/l以下	
Ⅲ		水産2種及びⅣの欄に掲げるもの (水産3種を除く。)	0.6mg/l以下	0.05mg/l以下	
Ⅳ		水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/l以下	0.09mg/l以下	
測定方法			規格45.4に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考					
1 基準値は、年間平均値とする。					
2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。					

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される  
水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水産生物が多獲される  
水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全 : 年間を通して底生生物が生息できる限度

ウ

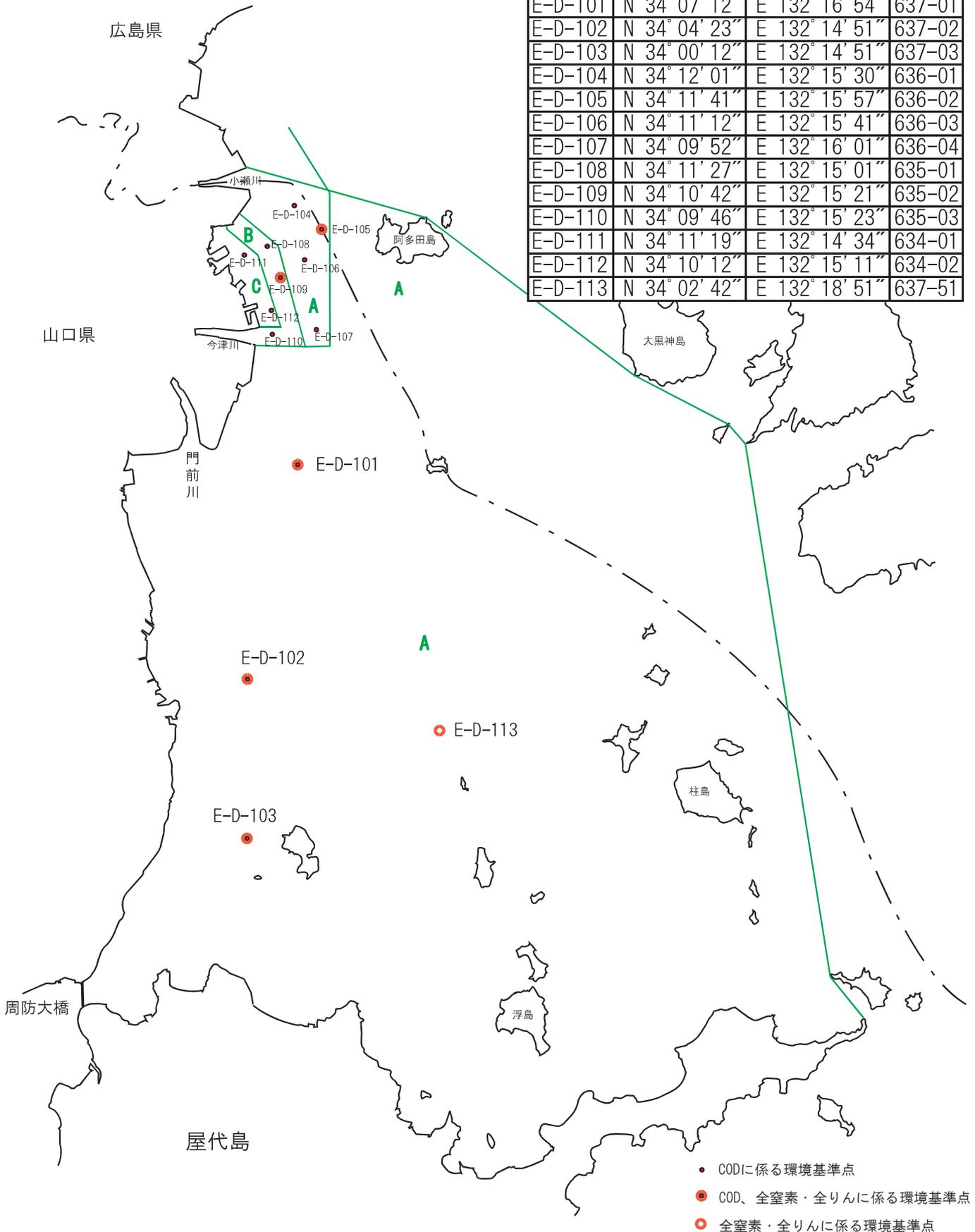
類型	項目	水生生物の生息状況の適応性	基準値	該当水域
			全亜鉛	
生物A		水生生物の生息する水域	0.02mg/l 以下	第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A		生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l 以下	
測定方法			規格53に定める方法(準備操作は規格53に定める方法によるほか、付表9に掲げる方法によることができる。また、規格53で使用する水については付表9の1(1)による。)	

(2) 水域別水質調査地点図

広島湾西部水域

<海域関係>

調査地点	位置		統一地点番号
E-D-101	N 34° 07' 12"	E 132° 16' 54"	637-01
E-D-102	N 34° 04' 23"	E 132° 14' 51"	637-02
E-D-103	N 34° 00' 12"	E 132° 14' 51"	637-03
E-D-104	N 34° 12' 01"	E 132° 15' 30"	636-01
E-D-105	N 34° 11' 41"	E 132° 15' 57"	636-02
E-D-106	N 34° 11' 12"	E 132° 15' 41"	636-03
E-D-107	N 34° 09' 52"	E 132° 16' 01"	636-04
E-D-108	N 34° 11' 27"	E 132° 15' 01"	635-01
E-D-109	N 34° 10' 42"	E 132° 15' 21"	635-02
E-D-110	N 34° 09' 46"	E 132° 15' 23"	635-03
E-D-111	N 34° 11' 19"	E 132° 14' 34"	634-01
E-D-112	N 34° 10' 12"	E 132° 15' 11"	634-02
E-D-113	N 34° 02' 42"	E 132° 18' 51"	637-51



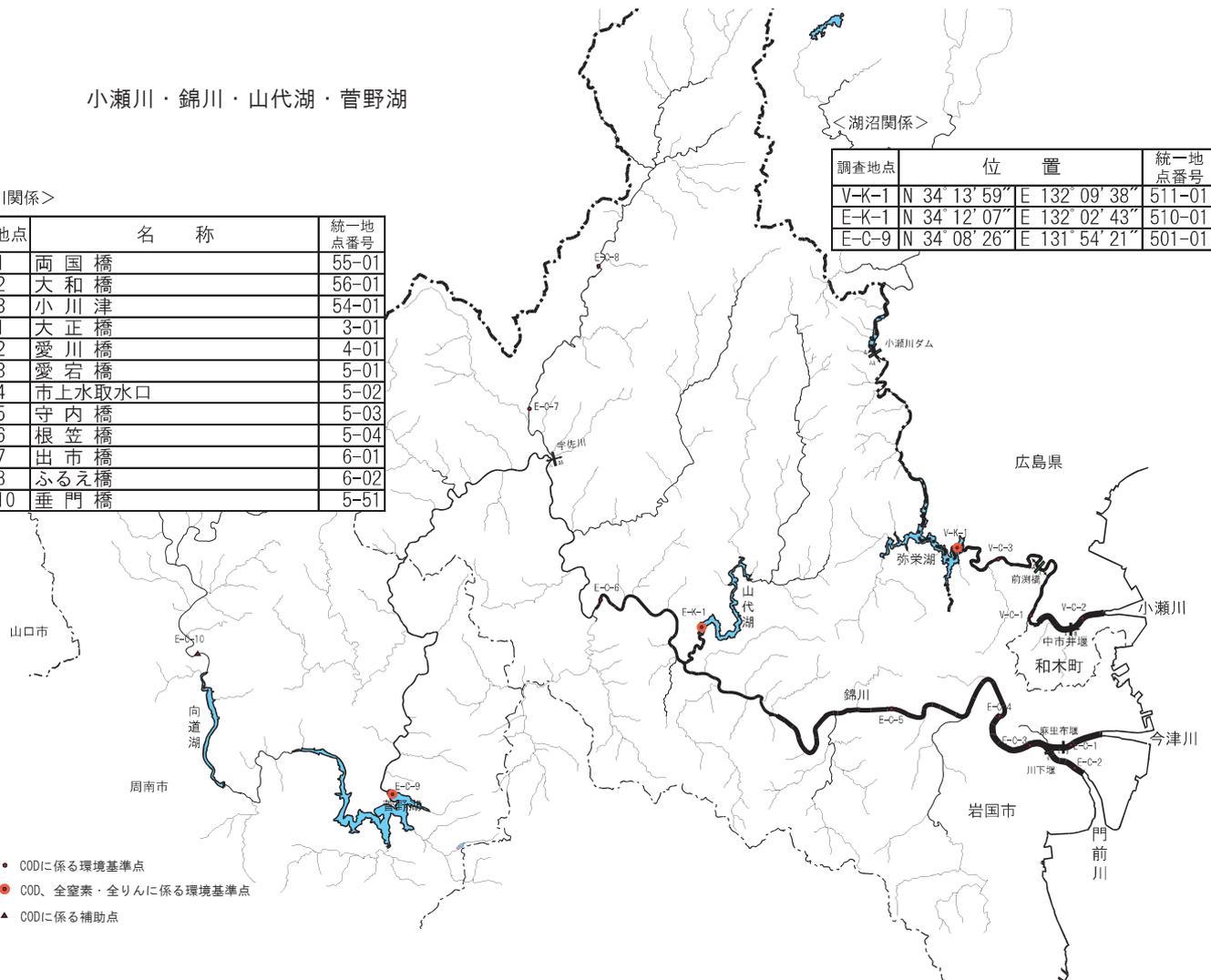
小瀬川・錦川・山代湖・菅野湖

<湖沼関係>

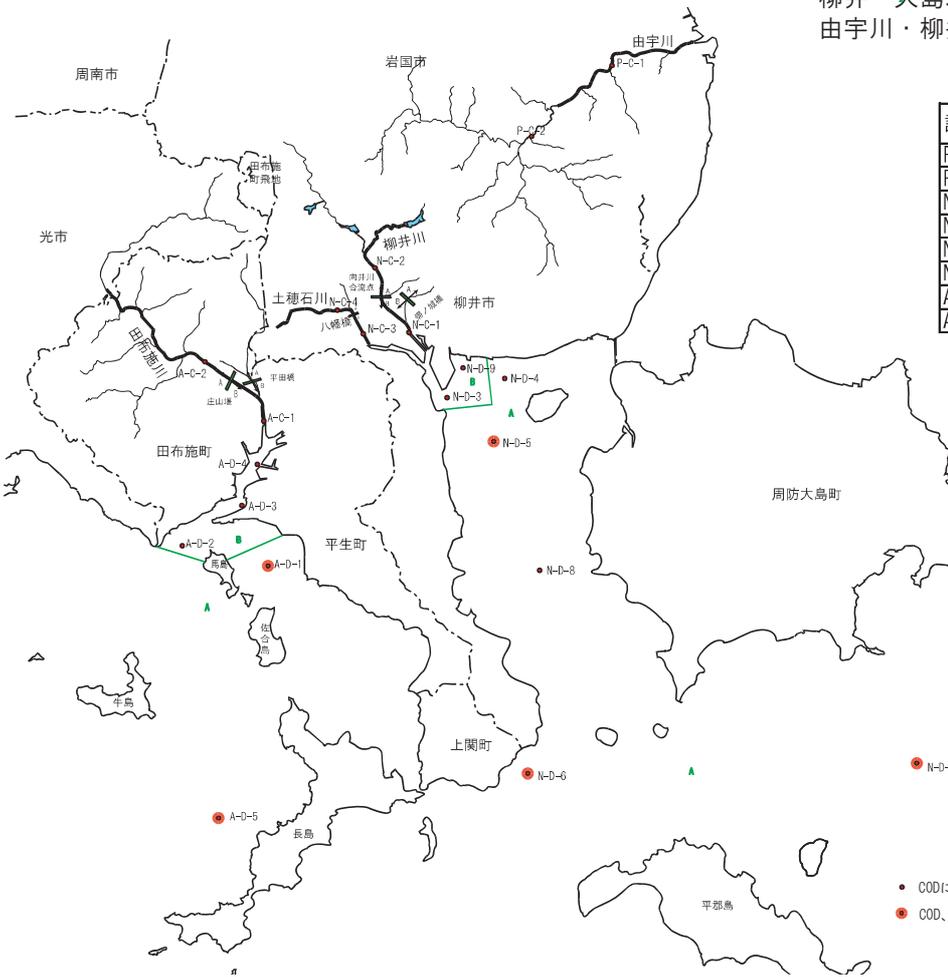
調査地点	位置		統一地点番号
V-K-1	N 34° 13' 59"	E 132° 09' 38"	511-01
E-K-1	N 34° 12' 07"	E 132° 02' 43"	510-01
E-C-9	N 34° 08' 26"	E 131° 54' 21"	501-01

<河川関係>

調査地点	名称	統一地点番号
V-C-1	両国橋	55-01
V-C-2	大和橋	56-01
V-C-3	小川津	54-01
E-C-1	大正橋	3-01
E-C-2	愛川橋	4-01
E-C-3	愛宕橋	5-01
E-C-4	市上水取水口	5-02
E-C-5	守内橋	5-03
E-C-6	根笠橋	5-04
E-C-7	出市橋	6-01
E-C-8	ふるえ橋	6-02
E-C-10	垂門橋	5-51



柳井・大島、平生・上関水域  
 由宇川・柳井川・土穂石川・田布施川



<河川関係>

調査地点	名称	統一地点番号
P-C-1	ひえだ堰	41-01
P-C-2	積善橋	41-02
N-C-1	柳井大橋	13-01
N-C-2	元折橋	14-01
N-C-3	田布呂木橋	17-01
N-C-4	八幡橋	18-01
A-C-1	八海橋	19-01
A-C-2	中央橋	20-01

<海域関係>

調査地点	位置		統一地点番号
N-D-3	N 33° 56' 38"	E 132° 07' 50"	657-03
N-D-4	N 33° 56' 49"	E 132° 08' 45"	656-01
N-D-5	N 33° 55' 53"	E 132° 08' 43"	656-02
N-D-6	N 33° 50' 12"	E 132° 09' 48"	656-03
N-D-7	N 33° 50' 12"	E 132° 17' 32"	656-04
N-D-8	N 33° 53' 36"	E 132° 09' 15"	656-05
N-D-9	N 33° 57' 01"	E 132° 08' 23"	657-04
A-D-1	N 33° 53' 48"	E 132° 03' 48"	654-01
A-D-2	N 33° 54' 01"	E 132° 02' 01"	655-01
A-D-3	N 33° 54' 43"	E 132° 02' 51"	655-02
A-D-4	N 33° 54' 51"	E 132° 03' 05"	655-03
A-D-5	N 34° 50' 12"	E 132° 02' 04"	654-02

- CODに係る環境基準点
- COD、全窒素・全りんに係る環境基準点

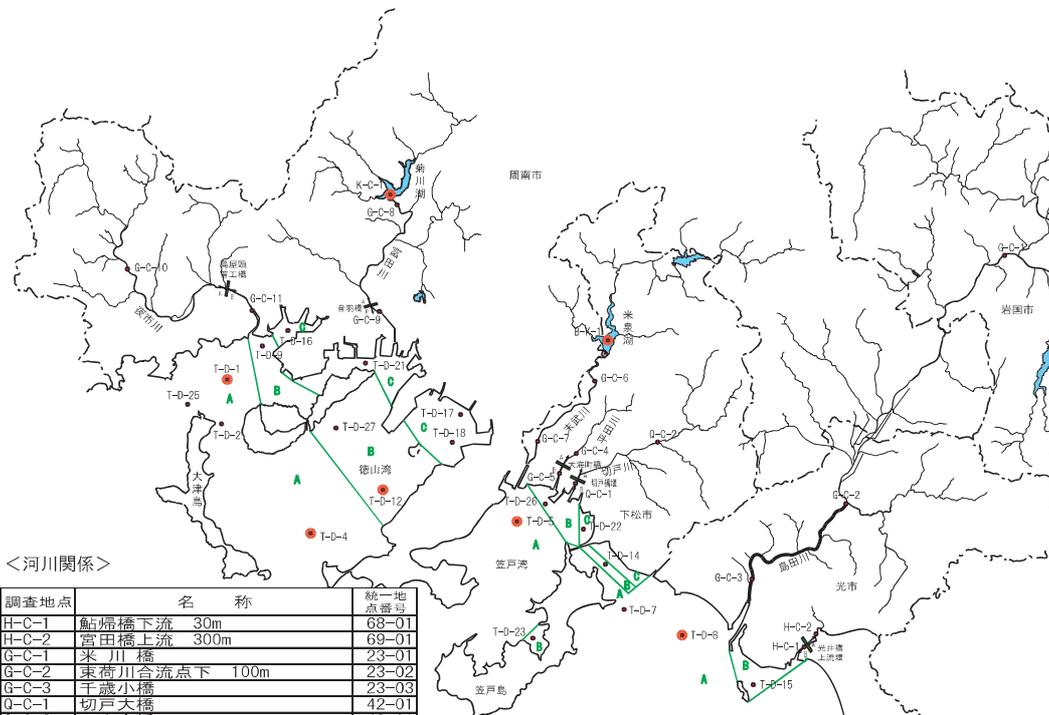
笠戸湾・光、徳山湾水域

光井川・島田川・切戸川・平田川・末武川・富田川・夜市川

米泉湖・菊川湖

<海域関係>

調査地点	位置		統一地点番号
T-D-1	N 34° 02' 53"	E 131° 43' 20"	642-01
T-D-2	N 34° 01' 32"	E 131° 43' 01"	642-02
T-D-4	N 33° 59' 37"	E 131° 45' 02"	642-03
T-D-5	N 33° 59' 42"	E 131° 50' 21"	645-01
T-D-7	N 33° 57' 42"	E 131° 52' 51"	645-02
T-D-8	N 33° 57' 42"	E 131° 54' 31"	645-03
T-D-9	N 34° 03' 14"	E 131° 44' 15"	643-01
T-D-12	N 34° 00' 28"	E 131° 46' 44"	643-03
T-D-14	N 34° 58' 51"	E 131° 52' 25"	648-02
T-D-15	N 33° 56' 25"	E 131° 56' 12"	646-01
T-D-16	N 34° 03' 36"	E 131° 44' 35"	644-01
T-D-17	N 34° 01' 53"	E 131° 48' 38"	644-02
T-D-18	N 34° 01' 29"	E 131° 48' 46"	644-03
T-D-21	N 34° 03' 06"	E 131° 46' 35"	644-04
T-D-22	N 33° 59' 44"	E 131° 51' 51"	649-01
T-D-23	N 33° 57' 22"	E 131° 50' 43"	647-01
T-D-24	N 33° 54' 02"	E 131° 59' 06"	645-04
T-D-25	N 34° 02' 22"	E 131° 42' 16"	642-04
T-D-26	N 34° 00' 04"	E 131° 51' 05"	648-03
T-D-27	N 34° 01' 36"	E 131° 46' 15"	643-04



<河川関係>

調査地点	名称	統一地点番号
H-C-1	鮎婦橋下流 30m	68-01
H-C-2	富田橋上流 300m	69-01
G-C-1	米川橋	23-01
G-C-2	東荷川合流点下 100m	23-02
G-C-3	千歳小橋	23-03
G-C-4	切戸大橋	42-01
G-C-5	下田合橋	43-01
G-C-6	平田橋(中央線)	25-01
G-C-7	平田橋(188号線)	24-01
G-C-8	月見橋	26-01
G-C-9	荒神大橋	26-02
G-C-10	横矢環	28-01
G-C-11	新開橋	27-01
G-C-12	湯野国際観光ホテルの前の井堰	30-01
G-C-13	常盤橋	29-01

<湖沼関係>

調査地点	位置		統一地点番号
B-K-1	N 34° 03' 32"	E 131° 52' 26"	508-01
K-C-1	N 34° 06' 37"	E 131° 47' 12"	505-01

- CODに係る環境基準点
- COD、全窒素・全りんに係る環境基準点

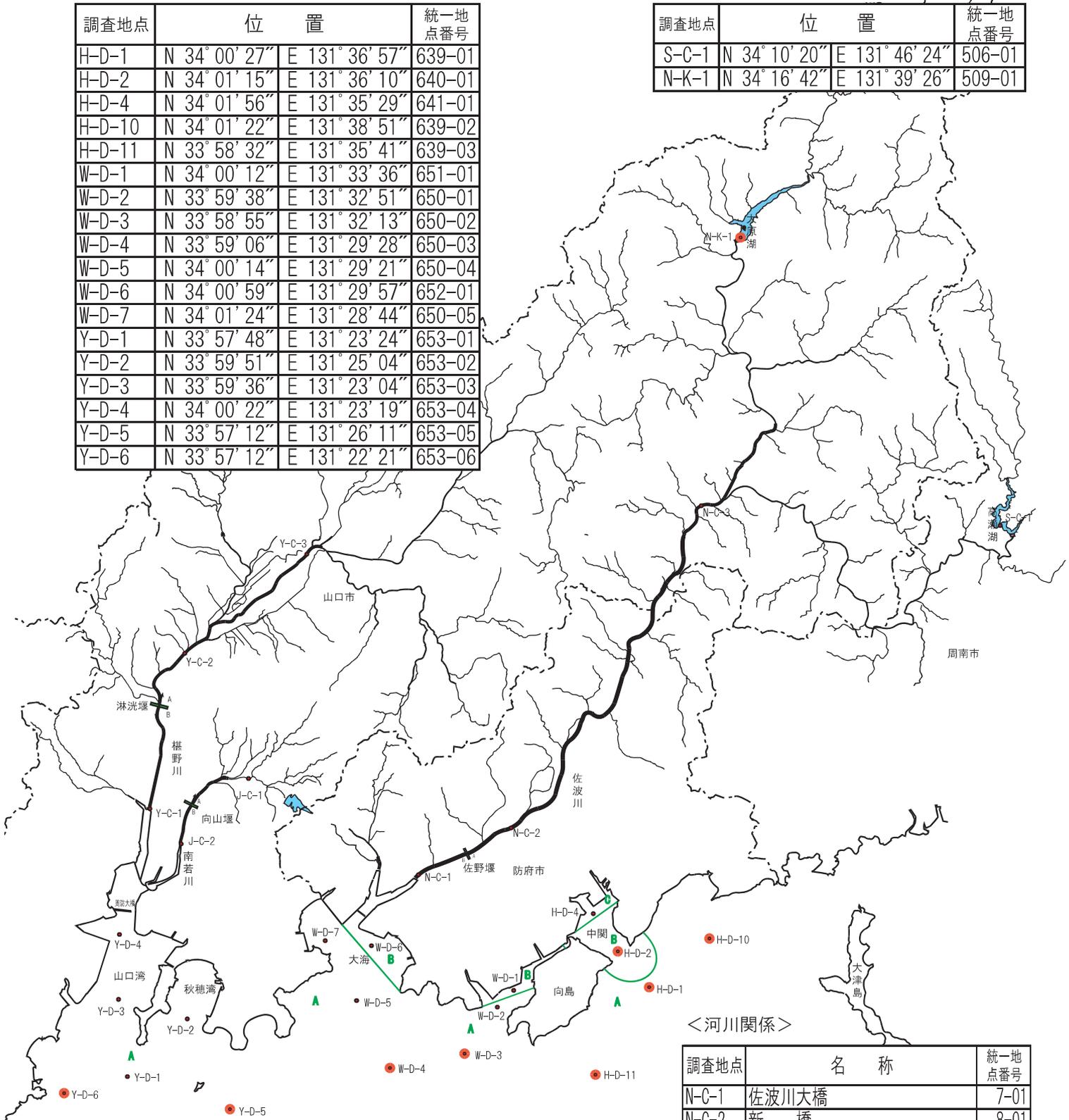
三田尻湾・防府、中関・大海、山口・秋穂水域  
 佐波川・南若川・榎野川 高瀬湖・大原湖

< 海域関係 >

調査地点	位置		統一地点番号
H-D-1	N 34° 00' 27"	E 131° 36' 57"	639-01
H-D-2	N 34° 01' 15"	E 131° 36' 10"	640-01
H-D-4	N 34° 01' 56"	E 131° 35' 29"	641-01
H-D-10	N 34° 01' 22"	E 131° 38' 51"	639-02
H-D-11	N 33° 58' 32"	E 131° 35' 41"	639-03
W-D-1	N 34° 00' 12"	E 131° 33' 36"	651-01
W-D-2	N 33° 59' 38"	E 131° 32' 51"	650-01
W-D-3	N 33° 58' 55"	E 131° 32' 13"	650-02
W-D-4	N 33° 59' 06"	E 131° 29' 28"	650-03
W-D-5	N 34° 00' 14"	E 131° 29' 21"	650-04
W-D-6	N 34° 00' 59"	E 131° 29' 57"	652-01
W-D-7	N 34° 01' 24"	E 131° 28' 44"	650-05
Y-D-1	N 33° 57' 48"	E 131° 23' 24"	653-01
Y-D-2	N 33° 59' 51"	E 131° 25' 04"	653-02
Y-D-3	N 33° 59' 36"	E 131° 23' 04"	653-03
Y-D-4	N 34° 00' 22"	E 131° 23' 19"	653-04
Y-D-5	N 33° 57' 12"	E 131° 26' 11"	653-05
Y-D-6	N 33° 57' 12"	E 131° 22' 21"	653-06

< 湖沼関係 >

調査地点	位置		統一地点番号
S-C-1	N 34° 10' 20"	E 131° 46' 24"	506-01
N-K-1	N 34° 16' 42"	E 131° 39' 26"	509-01



< 河川関係 >

調査地点	名称	統一地点番号
N-C-1	佐波川大橋	7-01
N-C-2	新橋	8-01
N-C-3	漆尾	8-02
Y-C-1	百間橋	11-01
Y-C-2	平野	12-01
Y-C-3	文場橋	12-02
J-C-1	金毛川合流点下 250m	58-01
J-C-2	新栄橋	57-01

- CODに係る環境基準点
- COD、全窒素・全りんに係る環境基準点

響灘及び周防灘（宇部・小野田）水域  
 真締川・厚東川・有帆川・厚狭川・木屋川  
 常盤湖・小野湖・豊田湖

<河川関係>

調査地点	名称	統一地点番号
U-C-1	厚東川ダム下	1-01
U-C-2	末信橋	1-02
U-C-3	厚東川大橋	2-01
U-C-6	吉野橋	64-01
U-C-7	宇内橋	65-01
K-C-1	下田橋	32-01
K-C-2	小野田橋	31-01
K-C-3	祖父ヶ瀬橋	34-01
K-C-4	湯峠橋	34-02
K-C-5	渡場大橋	33-01
R-C-4	錦橋	44-01
R-C-5	新橋	45-01
R-C-6	琴芝橋	44-02
S-C-1	豊厚橋	9-01
S-C-2	豊東橋	10-01
S-C-3	鳴瀬橋	10-02
S-C-4	吉田堰	10-51
S-C-5	西山橋	10-52

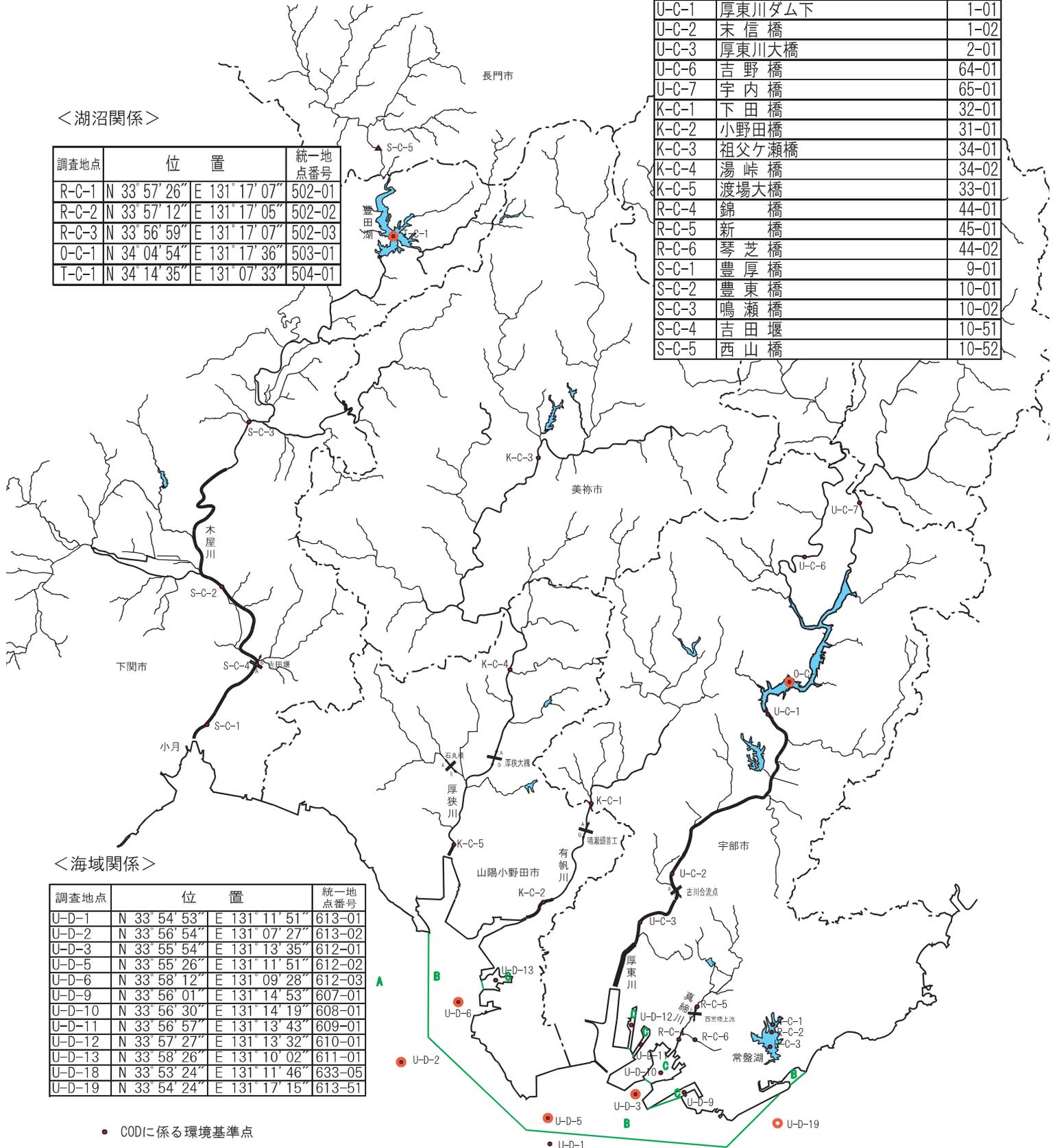
<湖沼関係>

調査地点	位置	統一地点番号
R-C-1	N 33° 57' 26" E 131° 17' 07"	502-01
R-C-2	N 33° 57' 12" E 131° 17' 05"	502-02
R-C-3	N 33° 56' 59" E 131° 17' 07"	502-03
O-C-1	N 34° 04' 54" E 131° 17' 36"	503-01
T-C-1	N 34° 14' 35" E 131° 07' 33"	504-01

<海域関係>

調査地点	位置	統一地点番号
U-D-1	N 33° 54' 53" E 131° 11' 51"	613-01
U-D-2	N 33° 56' 54" E 131° 07' 27"	613-02
U-D-3	N 33° 55' 54" E 131° 13' 35"	612-01
U-D-5	N 33° 55' 26" E 131° 11' 51"	612-02
U-D-6	N 33° 58' 12" E 131° 09' 28"	612-03
U-D-9	N 33° 56' 01" E 131° 14' 53"	607-01
U-D-10	N 33° 56' 30" E 131° 14' 19"	608-01
U-D-11	N 33° 56' 57" E 131° 13' 43"	609-01
U-D-12	N 33° 57' 27" E 131° 13' 32"	610-01
U-D-13	N 33° 58' 26" E 131° 10' 02"	611-01
U-D-18	N 33° 53' 24" E 131° 11' 46"	633-05
U-D-19	N 33° 54' 24" E 131° 17' 15"	613-51

- CODに係る環境基準点
- COD、全窒素・全りんに係る環境基準点
- 全窒素・全りんに係る環境基準点
- ▲ CODに係る補助点



響灘及び周防灘水域

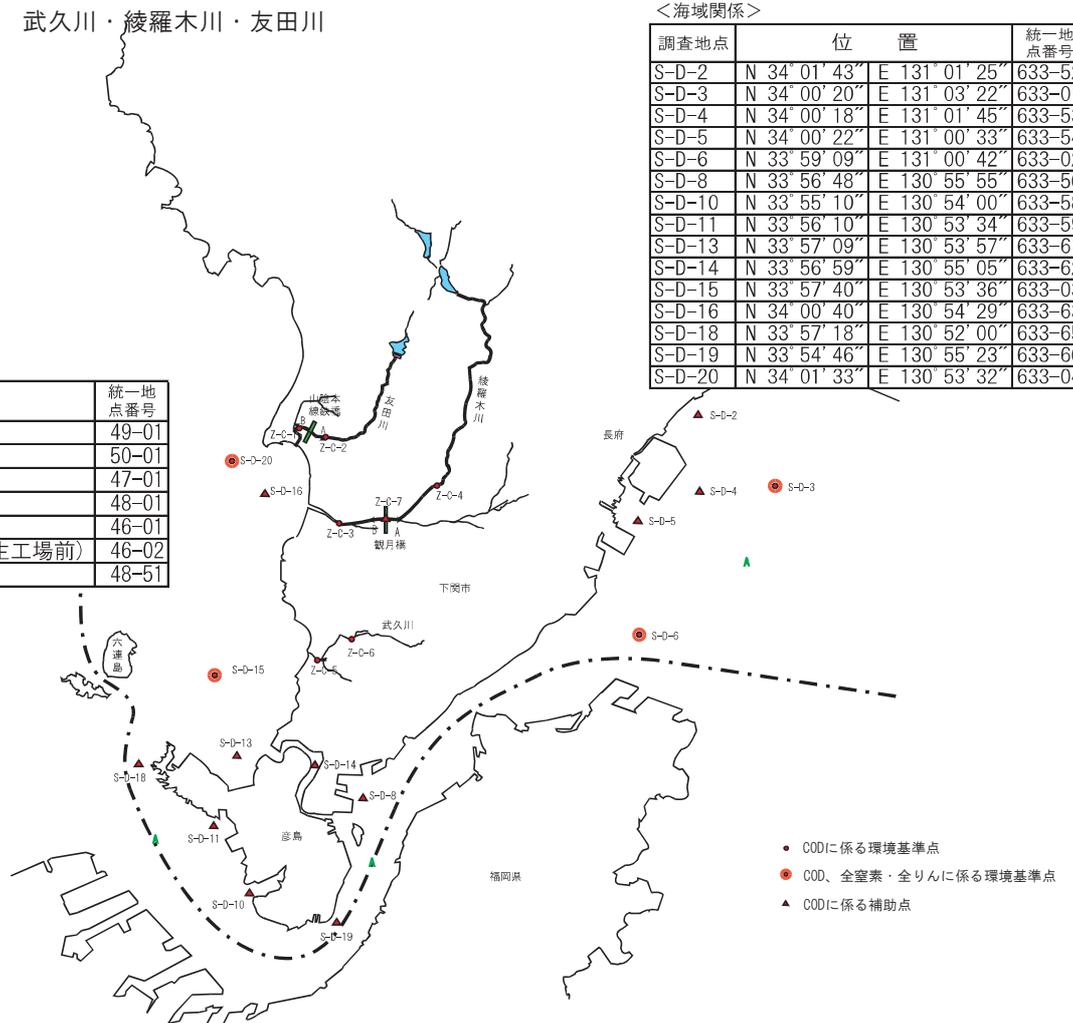
武久川・綾羅木川・友田川

<海域関係>

調査地点	位置		統一地点番号
S-D-2	N 34° 01' 43"	E 131° 01' 25"	633-52
S-D-3	N 34° 00' 20"	E 131° 03' 22"	633-01
S-D-4	N 34° 00' 18"	E 131° 01' 45"	633-53
S-D-5	N 34° 00' 22"	E 131° 00' 33"	633-54
S-D-6	N 33° 59' 09"	E 131° 00' 42"	633-02
S-D-8	N 33° 56' 48"	E 130° 55' 55"	633-56
S-D-10	N 33° 55' 10"	E 130° 54' 00"	633-58
S-D-11	N 33° 56' 10"	E 130° 53' 34"	633-59
S-D-13	N 33° 57' 09"	E 130° 53' 57"	633-61
S-D-14	N 33° 56' 59"	E 130° 55' 05"	633-62
S-D-15	N 33° 57' 40"	E 130° 53' 36"	633-03
S-D-16	N 34° 00' 40"	E 130° 54' 29"	633-63
S-D-18	N 33° 57' 18"	E 130° 52' 00"	633-65
S-D-19	N 33° 54' 46"	E 130° 55' 23"	633-66
S-D-20	N 34° 01' 33"	E 130° 53' 32"	633-04

<河川関係>

調査地点	名称	統一地点番号
Z-C-1	安永橋	49-01
Z-C-2	胡麻多橋	50-01
Z-C-3	望洋橋	47-01
Z-C-4	石原橋	48-01
Z-C-5	汐入橋	46-01
Z-C-6	生野橋 (旧:国鉄幡生工場前)	46-02
Z-C-7	観月橋	48-51



- CODに係る環境基準点
- COD、全窒素・全りんに係る環境基準点
- ▲ CODに係る補助点

豊浦・豊北地先水域

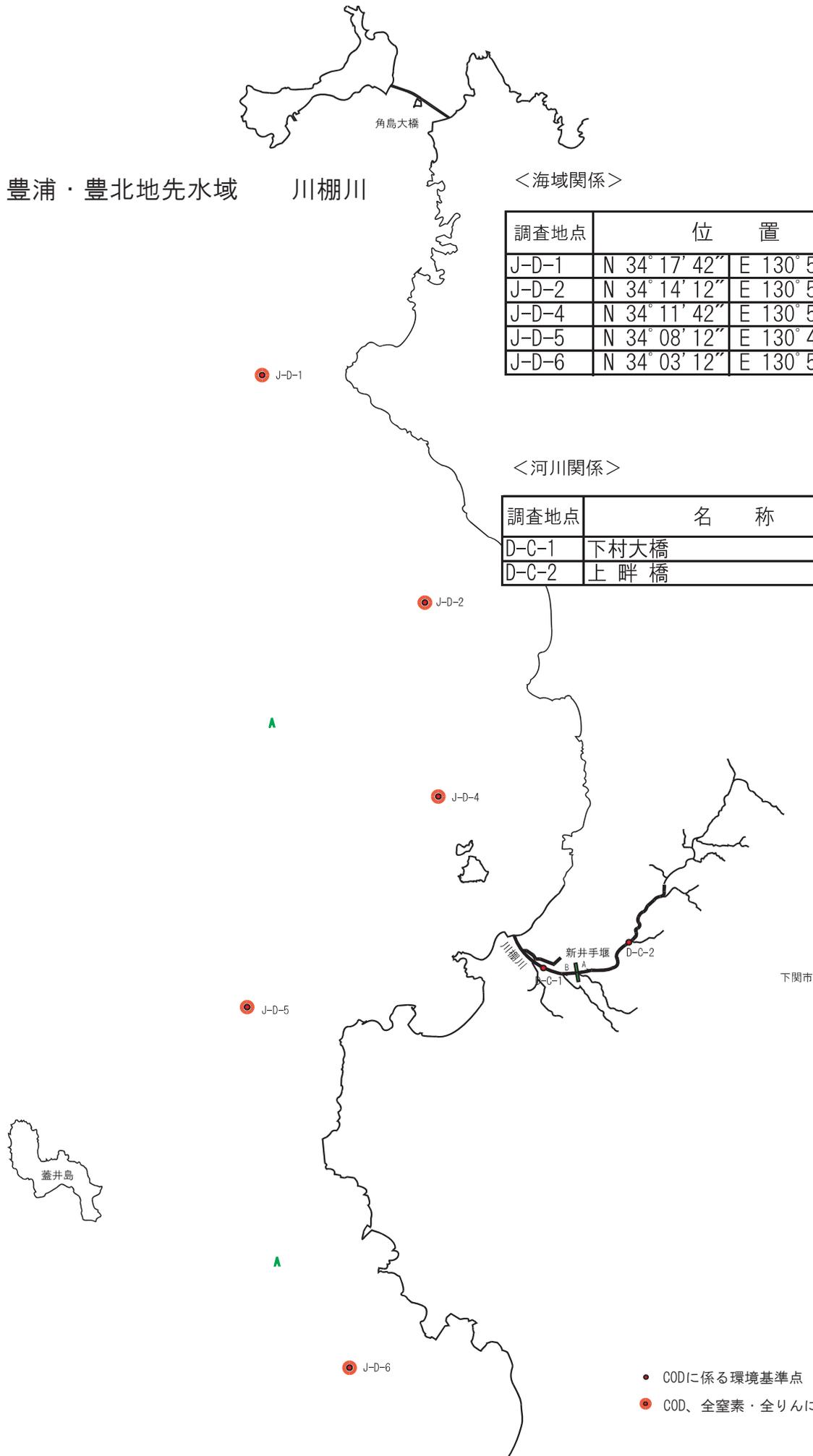
川棚川

<海域関係>

調査地点	位 置		統一地点番号
J-D-1	N 34° 17' 42"	E 130° 50' 51"	658-01
J-D-2	N 34° 14' 12"	E 130° 52' 51"	658-02
J-D-4	N 34° 11' 42"	E 130° 53' 21"	658-03
J-D-5	N 34° 08' 12"	E 130° 49' 51"	658-04
J-D-6	N 34° 03' 12"	E 130° 51' 51"	658-05

<河川関係>

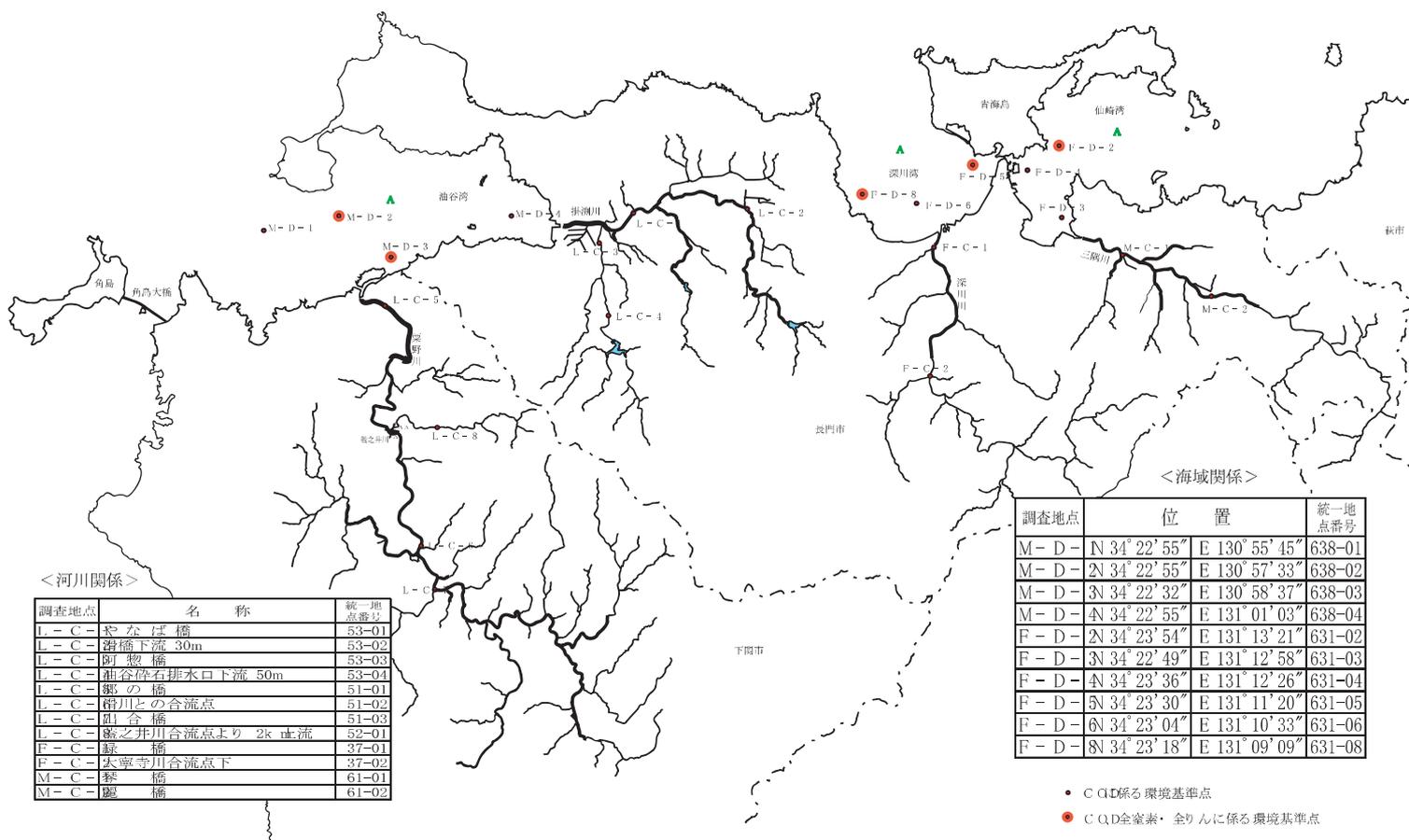
調査地点	名 称	統一地点番号
D-C-1	下村大橋	59-01
D-C-2	上畔橋	60-01



- CODに係る環境基準点
- COD、全窒素・全りんに係る環境基準点

油谷湾、仙崎・深川湾水域

栗野川・掛淵川・深川川・三隅川



<河川関係>

調査地点	名称	統一地点番号
L-C-1	やなぎ橋	53-01
L-C-2	岩橋下流 30m	53-02
L-C-3	阿惣橋	53-03
L-C-4	油谷岸石排水口下流 50m	53-04
L-C-5	郷の橋	51-01
L-C-6	稻川との合流点	51-02
L-C-7	田合橋	51-03
L-C-8	藤之井川合流点より 2k 上流	52-01
F-C-1	藤橋	37-01
F-C-2	太宰寺川合流点下	37-02
M-C-1	琴橋	61-01
M-C-2	慶橋	61-02

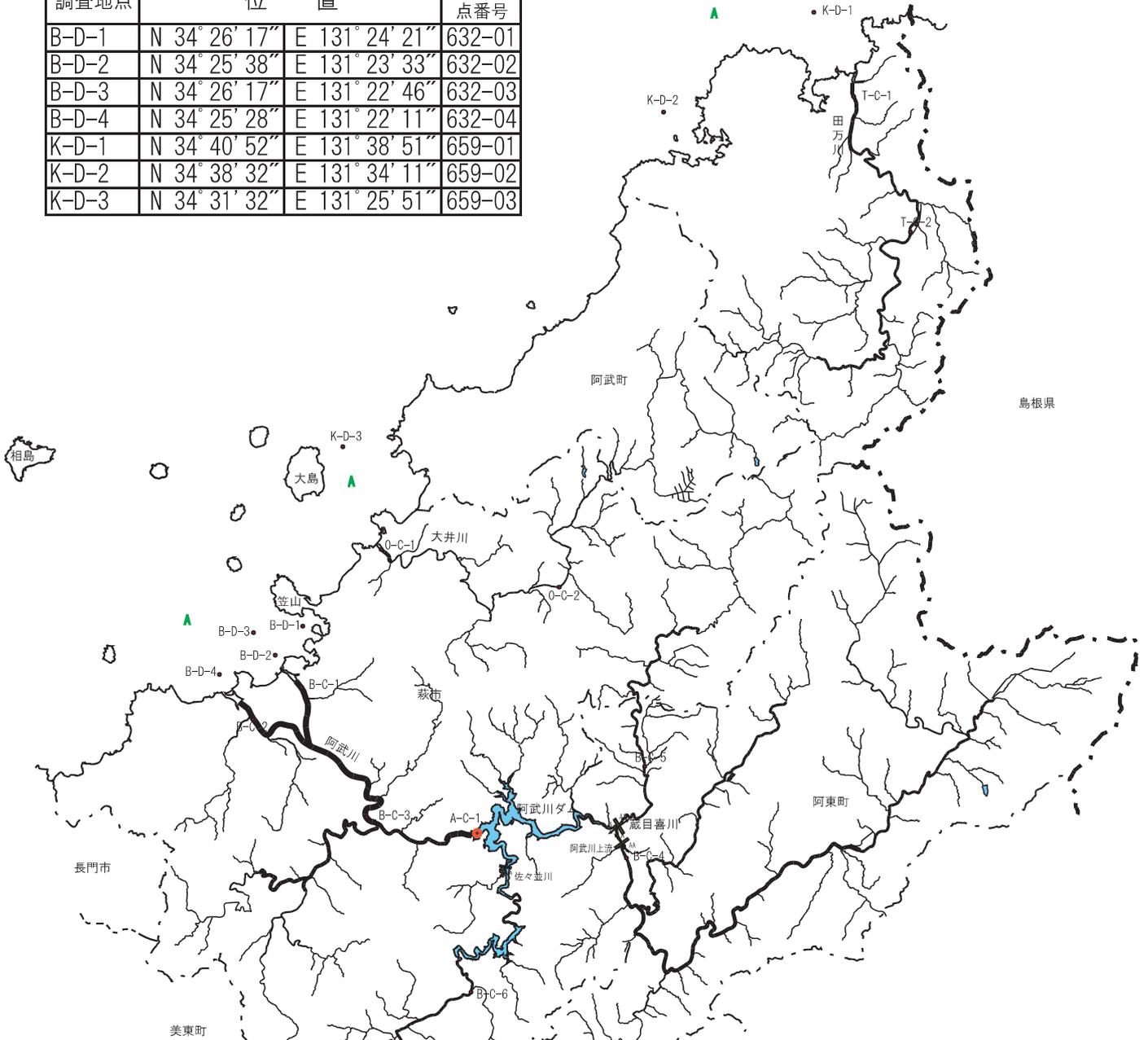
<海域関係>

調査地点	位置	統一地点番号
M-D-1	N 34° 22' 55" E 130° 55' 45"	638-01
M-D-2	N 34° 22' 55" E 130° 57' 33"	638-02
M-D-3	N 34° 22' 32" E 130° 58' 37"	638-03
M-D-4	N 34° 22' 55" E 131° 01' 03"	638-04
F-D-1	N 34° 23' 54" E 131° 13' 21"	631-02
F-D-2	N 34° 22' 49" E 131° 12' 58"	631-03
F-D-3	N 34° 23' 36" E 131° 12' 26"	631-04
F-D-4	N 34° 23' 30" E 131° 11' 20"	631-05
F-D-5	N 34° 23' 04" E 131° 10' 33"	631-06
F-D-6	N 34° 23' 18" E 131° 09' 09"	631-08

- CQD係る環境基準点
- CQD全要素・全りに係る環境基準点

<海域関係>

調査地点	位置		統一地点番号
B-D-1	N 34° 26' 17"	E 131° 24' 21"	632-01
B-D-2	N 34° 25' 38"	E 131° 23' 33"	632-02
B-D-3	N 34° 26' 17"	E 131° 22' 46"	632-03
B-D-4	N 34° 25' 28"	E 131° 22' 11"	632-04
K-D-1	N 34° 40' 52"	E 131° 38' 51"	659-01
K-D-2	N 34° 38' 32"	E 131° 34' 11"	659-02
K-D-3	N 34° 31' 32"	E 131° 25' 51"	659-03



<河川関係>

調査地点	名称	統一地点番号
B-C-1	萩橋	38-01
B-C-2	玉江橋	38-02
B-C-3	明木川との合流点下 50m	38-03
B-C-4	聴秋橋	66-01
B-C-5	白井谷川との合流点の橋	67-01
B-C-6	長者原の橋	40-01
O-C-1	大井橋	62-01
O-C-2	高木橋	62-02
T-C-1	須瀉橋	63-01
T-C-2	高岩橋	63-02

<湖沼関係>

調査地点	位置		統一地点番号
A-C-1	N 34° 21' 34"	E 131° 29' 23"	507-01

- CODに係る環境基準点
- COD、全窒素・全りんに係る環境基準点